

平成25年西東京市教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 平成25年7月23日（火）
開会 午後2時03分 閉会 午後4時06分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
教 育 長 江 藤 巧
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉
教育部特命担当部長 飯 島 享
教育部副参与兼教育企画課長 坂 本 眞 実
教育部副参与兼学校運営課長 山 本 一 彦
教 育 指 導 課 長 清 水 一 臣
統 括 指 導 主 事 内 田 辰 彦
指 導 主 事 宮 本 尚 登
指 導 主 事 田 村 孝 夫
教 育 支 援 課 長 西 谷 しのぶ
社 会 教 育 課 長 磯 崎 修
公 民 館 長 田 中 政 治
教 育 部 主 幹（公民館） 大 平 晋 助
図 書 館 長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教育企画課課長補佐 早 川 礼 成
教育企画課企画調整係長 倉 本 直 子
- 7 傍聴人 0人

平成25年西東京市教育委員会第7回定例会議事日程

日 時 平成25年7月23日（火） 午後2時から
場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議席の指定
- 第 3 議案第27号 西東京市公立学校職員の処分の内申について
- 第 4 議案第28号 西東京市奨学生選考委員会委員の任命について
- 第 5 議案第29号 平成26年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用
図書の採択について
- 第 6 協議事項 2学期制について
- 第 7 報告事項
 - (1) 平成25年西東京市議会第2回（6月）定例会報告
（教育関係）
 - (2) 特別支援（固定）学級の通学区域について
 - (3) 社会教育施策の今後のあり方について（提言）
 - (4) 西東京市における文化財保護のあり方について（建
議）
 - (5) 平成24年度西東京市公民館事業実績報告書
 - (6) 平成25年度西東京市公民館事業計画
 - (7) 平成24年度西東京市図書館事業実績報告書
 - (8) 平成25年度図書館事業計画
 - (9) 西東京市図書館の休館について
- 第 8 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成25年第7回定例会
(7月23日)

午 後 2 時 03 分 開 会

議事の経過

○竹尾委員長 ただいまから平成25年西東京市教育委員会第7回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は高橋委員にお願いいたします。

○竹尾委員長 日程第2 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により、委員長が定めることとされております。委員長において指定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹尾委員長 どうもありがとうございます。さよう決定いたします。

それでは、御異議がありませんでしたので、委員の議席は委員長において指名いたします。委員の議席は、ただいま御着席している席を議席として指定いたします。

○竹尾委員長 日程第4 議案第28号 西東京市奨学生選考委員会委員の任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第28号 西東京市奨学生選考委員会委員の任命について、の提案理由を説明申し上げます。

平成25年6月23日をもって教育委員の任期が満了となり、西東京市奨学資金支給条例第7条第2項に基づき、奨学生選考委員会委員が解職されました。また、これまで欠員であった副市長が平成25年7月1日に就任されました。現在欠員となっている奨学生選考委員会委員の任命について、教育委員会事務委任規則第2条第8号の規定に基づき提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略します。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、議案第28号 西東京市奨学生選考委員会委員の任命について、は原案のとおり可決されました。

○竹尾委員長 日程第5 議案第29号 平成26年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第29号 平成26年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、の提案理由を説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号並びに学校教育法附則第9条に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

なお、特別支援学級教科用図書の採択につきましては、毎年採択することになっております。

本議案は、平成26年度に特別支援学級の設置校ごとに使用いたします小学校、中学校の教科用図書を採択するものでございます。

この特別支援学級の教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条に規定する特別支援学級の使用する教科用図書の特例で、文部科学省の検定外の図書でも使用することができることとなっております。これは特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達段階等に合わせた指導を行うためでございます。

私からは以上でございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○内田統括指導主事 それでは、教育長に補足いたしまして、私から説明させていただきます。

まず、採択の流れについて補足させていただきます。

まず、特別支援学級の設置校ごとに校長を中心とした図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で平成26年度に使用する教科用図書の調査研究を行い、調査資料を作成して、教育長に提出いたしました。次に、教科用図書調査委員会を開催し、各学校の図書研究会から提出された学校別調査資料について調査研究を行いました。

教科用図書調査委員会の委員は12人で、特別支援学級設置校の校長と各校長から推薦された教諭等の1人で構成されております。委員会での調査項目につきましては、まず内容、そして構成・分量、さらに表記・表現及び使用上の便宜の3点とし、児童・生徒の発達の段階や能力、特性などの実態に応じて適切に教科用図書を選定しているかについて検討を行いました。その際、児童・生徒の発達の状況や教科用図書の冊数や内容の範囲などについても、小学校、中学校ごとだけでなく、小中学校間でも検討し、報告書を作成して、教育長に提出いたしました。

次に、教科用図書一覧の記載内容について、例を挙げて御説明いたします。

恐れ入りますが、1ページ目の田無小学校わかば学級を御覧ください。国語の第1学年から第5学年にある同成社の「ゆっくり学ぶ子のための『こくご』入門編1」から「『こくご』3」は、特別支援学校などに合わせた内容の図書であり、第1学年から指導の一貫性を踏まえた選定をしております。

恐れ入りますが、1枚めくっていただきました右側、東小学校あすなろ学級を御覧ください。国語や書写の第1学年に「検定本」、「平成23年度採択本」とありますが、これは西東京市で採用しております通常の学級で使用する教科用図書と同じものを使用するということでございます。

また、国語の第5学年の書名に「こくご☆☆☆」という表記がございます。これは、文部科学省著作教科書であり、知的障害の特別支援学校用のものでございます。特別支援学級では、この文部科学省著作教科書以外にも、小学校教科用図書や一般図書からの選定も可能となっております。

次に、昨年度との主な変更点について御説明いたします。

ただいま説明いたしました東小学校のページを御覧ください。小学校では、東小学校のあすなろ学級の書写の第3学年を「もじのえほん かんじ(1)」に変更しております。これは、簡単な漢字が関心の引くイラストとともに表示されていて、見て楽しみながら読みを理解でき、文字も大きく見やすいために選定したものでございます。

同じく書写の第5学年を「漢字がたのしくなる本ワーク1 基本漢字あそび」に変更しております。これは、基本的な漢字の成り立ちや構成についてクイズやパズルを使って設問に答える形式になっており、漢字に興味を持ち始めた児童に適しているために選定したものでございます。

同じく生活の第5学年を「げんきをつくる食育えほん1 たべるのだいすき」に変更しております。これは、身近な食べ物について栄養、食事の形態で分けてあり、食べ物の基本的な知識がわかりやすく示されているため、選定したものでございます。

また、生活の第5学年を「写真でわかるなぜなに④しょくぶつ」に変更しております。これは、植物について質問形式で解説されており、見開きで構成され、文も平易であることから選定したものでございます。

また、同じく生活の第6学年を「キッズえほんシリーズ日本がわかるちずのえほん(改訂版)」に変更しております。これは、写真やイラストが多く、地図に関心を持たせやすいことと、全ページカラーで、文字も大きく見やすいことから選定したものでございます。

中学校では、めくっていただきまして、田無第一中学校I組の音楽の第2学年を「混声合唱曲集クラス用 ニューコーラスフレンズ 5訂版」に変更しております。これは、難易度に合わせて合唱を楽しめるように、定番の曲から新しい曲まで、新旧を問わず選曲されていることから選定したものでございます。

それから、保谷中学校のびる学級の書写第1学年を「子どもの字がうまくなる練習ノート」に変更しております。これは、鉛筆の正しい持ち方や文字を書くときの正しい姿勢について図解しており、書写の時間の導入として活用しやすいことと、文字の正しい形や上手に書くためのポイントが記されていることから選定したものでございます。

同じく、数学第2学年を「学ぼう!算数高学年用(上)5年改訂版」に変更しました。これは、どの単元もわかりやすく構成されており、さらに練習問題が数題ずつあって理解が深めやすい内容となっているため、選定したものでございます。

なお、来年度開設予定の柳沢小学校と青嵐中学校の特別支援学級の使用教科書につきましては、特別支援学級準備検討委員会教科書部会において検討したものを柳沢小学校、青嵐中学校の校長に示し、柳沢小学校、青嵐中学校の校長が教科用図書調査委員会において準備検討委員会教科書部会で示したものを提示しまして、教科用図書調査委員会において検討したものを掲載しております。

具体的には、柳沢小学校は、田無小学校、中原小学校で使用しているものをもとにしております。青嵐中学校につきましては、田無第一中学校、保谷中学校で使用しているものをもとにしております。

私からは以上でございます。

前にそれぞれ見本として教科書を示させていただきました。

以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

前に教科書が出ているからです、御覧になる方は御覧いただいて結構ですが、質疑を行いたいと思います。御質問がある方は御発言を。

○森本委員 中学校では割と実技教科は1年生だったり、1年生、2年生だけだったりすることがありますけれども、これは同じ教科書を引き続き2年生、3年生でも使っていくということなんですか。

○内田統括指導主事 通常の学級のほうも2年で教科書を渡してそのまま3年で使うので、特別支援学級のほうも同様に2年で渡したものを3年で使うようになっております。

○森本委員 割と小学校なんかでも図鑑とか、結構大きい判の本が多いじゃないですか、小学校の指定というのは。そういうのって子どもたちは現実には毎日それを教科書として持っているんですか。それとも、学校などにみんなそれぞれ置いて使っていらっしゃるんでしょうか。どうなんでしょうか。

○内田統括指導主事 それぞれのケースで、持ってくる場合もありますし、継続して使うときには学級に置いているということもあるというように聞いております。物によっては毎日持って帰ってというようにしているというのもございます。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、議案第29号 平成26年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、は原案のとおり可決されました。

○竹尾委員長 日程第6 協議事項 2学期制について、を議題といたします。協議事項についての説明を求めます。

○江藤教育長 協議事項 2学期制について、説明申し上げます。

平成15年より実施している2学期制の試行について、今後の方向性を含めて協議していただくものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○内田統括指導主事 それでは、教育長に補足いたしまして、私から説明をさせていただきます。

右上に「資料」と示されました「西東京市における2学期制の経緯」という資料を御覧ください。

この表は、2学期制をめぐる動きと、2学期制のメリット、デメリットについて示しております。

本市におきましては、平成15年度に田無第四中学校において運用として2学期制を実施したものが始まりとなっております。

運用の理由として、前年の平成14年度に学習指導要領が改訂され、このときから学校週5

日制が始まりました。「ゆとりの中で生きる力をはぐくむ」ことを目指した学習指導要領でしたが、学校週5日制のため、授業時数の確保が大きな課題となりました。

そういった背景もあり、さらに田無第四中学校が教育課程届の際に運用に向けた主な理由として、技術家庭科のような2週に1度の授業となるような教科において、評定の仕方が相対評価から観点別の絶対評価に変わったため、3学期制のこれまでの1学期間では評価・評定のための資料を十分に収集することが難しく、2学期制の長い期間の中で評価・評定についての資料を十分に確保し、評価・評定の精度を高めることを理由に2学期制の運用を申請いたしました。

その後、平成17年度に教育委員会におきまして学期制・休業日検討委員会を設置して、2学期制のメリット、デメリットや、実施に向けた対策が検討されました。検討委員会の報告書では、メリットとして、授業時数の増加、年間行事が立てやすくなる、教員の成績事務が減りきめ細かな対応が可能になる、評価・評定に関する材料が多くなり精度の高い評価ができるようになる、前期の通知表に夏休みの努力を生かすことができる、長い期間での指導がしやすくなる。デメリットとして、長期休業が学期途中に入り学習の連続性に支障が生じる、通知表が2回となり保護者や子どもが学習の成果を把握しにくい、夏休み前後の学習は暑さのため効率が悪く空調設備も整っていない、高校進学について評定や事務が適していない、2学期制の学校の定期テストと部活動の大会日程が重なる、定期テストの回数が減ると学習の動機づけが弱まりテストの範囲が広がって負担感があることとなっております。

平成18年度には、田無第四中学校、柳沢小学校が研究指定校として「2学期制の研究及び試行」をテーマとして研究指定を受け、田無第四中学校の試行、翌年、19年度には柳沢小学校で試行が始まりました。

また、平成19年度には、西東京市立学校管理運営規則を改定し、2学期制の試行が実施できるように規則改定を行いました。

平成20年度には、2学期制の検証精度をさらに高めるため、柳沢中学校において試行が始まり、本市では小学校1校、中学校2校、計3校の2学期制の試行が始まりました。

20年度には、試行3校においてアンケート調査を行いました。メリット、デメリットについては、先ほどの検討委員会の報告と同様なものとなっております。

裏に行きまして、平成21年度に東京都が「小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について」という通知を出します。これにより、土曜日に振替なしの授業日を設定できるようになりました。これで土曜日を活用することが可能になり、あわせて時数も確保できるようになりました。

平成23年度には、西東京市立学校の全校に教員1人1台の校務用コンピュータを配置し、校務の効率化を図れる環境を整備しました。校務の効率化を図ることによって、教員が児童・生徒にきめ細かく対応できるための環境を整えました。また、平成23年度末に最終的なアンケートを、試行している3校の保護者と校長、校長会に対して実施しました。

平成24年度には、中学校全校と小学校7校の普通教室に空調設備を整備しました。これにより、夏の期間の教室環境が快適になり、夏休みを短縮して、その分を授業することができる環境となりました。平成24年度からは、市立学校全校に振替なしの土曜授業日を年間3回

以上実施するようになりました。また、平成23年度末のアンケートの集計及び分析、さらにPTA役員や校長会への聞き取りを行い、教育委員の方に途中経過の説明もさせていただいたところでございます。

本年度は、未整備だった小学校12校にも空調設備が整備され、次年度からは全校で夏の期間、快適に学習できる環境が整備されているところでございます。

これらのことを踏まえますと、平成17年度の検討委員会で2学期制のメリットとされていた年間授業時数の増加については、土曜日や夏季休業日の活用が可能になったこと、教員の成績事務の軽減できめ細かな対応が可能になることについては、教員1人1台のコンピュータを活用して成績処理などの事務が軽減されるようになったこと、長い期間での指導がしやすくなることについては、夏休みにサマースクールや補修授業を設定できる環境になり、これらを活用した長い期間での指導がしやすくなることが考えられ、2学期制でのメリットは3学期制でも同様に実施できる環境となりました。

また、それ以外のメリットにつきましても、平成14年度の学習指導要領の改訂以降の10年の期間の中で、2学期制、3学期制によらず、教育課程の編成の工夫や評価・評定の工夫が行われ、これらにつきましては2学期制によらず対応できるようになっております。さらに、資料といたしまして、平成23年度末にアンケートを実施した結果と、平成24年の8月以降に行った実施校のPTA役員への聞き取り、校長役員会への聞き取りの結果を載せました。

アンケートの結果では、2学期制の実施による変容として、保護者は、学校行事に積極的に取り組むようになることについては、小中学校共通で効果を認めております。実施校の校長は、自分から学習に取り組むようになっていること、目的を持って計画的に学習に取り組むようになっていることについては、やや効果を認めております。

2学期制の実施による成果では、保護者、校長ともに、夏休み、冬休み前でも落ちついて授業ができることについて効果を認めております。また、小学校の保護者に比べ、中学校の保護者は効果を認める割合が低くなっております。

2学期制の実施についての課題は、5、6割の保護者が次の項目について課題と捉えております。2学期制のため学力や進路に差が出ること、学期の間に長期休業が入りめりはりがないこと、補助簿では現時点での成績がわかりにくいこと、定期テストの範囲が広くなり子どもに負担がかかること。これらの割合は小学校に比べ中学校のほうが高くなっております。それぞれ校長は、中学3年生の進路について、保護者の不安が予想されることを挙げております。

続いて、実施校のPTA役員の聞き取りにつきましても、多くの保護者は、学期制の違いについて、良さや課題がつかみにくく、あまりこだわってはいないが、高校進学のことにつながると2学期制について不安を感じる声が大きくなるとしています。

2学期制の良さは、行事から多くのことを学べたり、中学1、2年生の間は伸び伸びと学校生活を送れたりすることを挙げております。

2学期制の課題として、部活動の日程が3学期制の学校を軸に計画されるため大会が定期テストにぶつかることがあること、テストが少ないため勉強の機会が減ること、テストの範囲が広くなり負担感があること、3年生の夏休み前には1回だけの定期テストとなり、その

1回の定期テストの結果が仮評定に影響するため、3学期制の学校が2回のテストで評定を出していることと比べて不利に感じてしまうことなどを課題に挙げています。

また、2学期制の目的や意義が保護者に十分周知されていないこと、2学期制、3学期制について大きな差異を感じないが、実施している学校が多いこと、これが3学期制の大きな利点であることなどを挙げております。

続いて、校長役員会の聞き取りにつきましては、保護者アンケートの結果については、保護者への説明不足が結果にあらわれていること、また、そのため、この結果だけではメリット、デメリットを比較しにくいこと、中学3年生の進路については保護者が不安に感じていることがわかるなどと挙げております。

2学期制の制度につきましては、テストの回数に違いはあるが、学習内容には違いがないということや、現実として受験に有利、不利の結果は出ていないこと、現在は2学期制による時数のメリットは少なくなっていることなどを挙げております。

2学期制を実施した上で児童・生徒・保護者の様子については、生徒は学校生活にめりはりをつけて日々授業を大切にしていることを感じる、定期テストが少ないと勉強をしなくなるというふうには感じにくい、また、そうはいつでも保護者のイメージとして勉強しなくなると思っている保護者がいること、小学校では休み前に通知表をもらうことで家庭での指導がしやすくなるという声が多いことを挙げております。

説明は以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

本日は、委員の皆さんの意見交換及び事務局との質疑を通しまして2学期制の方向性を協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。御意見または御質問がございましたら御発言を求めます。

○森本委員 保護者のアンケートや校長先生のアンケートを見ていると、今の状況の中で2学期制のメリットという部分は3学期制にかえてもやっていけることが多いのかなということを感じています。特に田無四中などは2学期制を長い間取り入れられて、でも、すごく今落ちつきたい学校で、それなりに長いスパンでやることの良さというのはすごく出ているんだと思うんですけども、ただ、その辺の部分については3学期制の中でも努力で補えるところはたくさんあると思いますし、もともと一番最初の理由というのは授業時数の確保というのが一番大きかったと思うんですけども、その部分について、いろいろ改善されてきている現状の中では、3学期制に戻してもいいんじゃないかということと、もともと私自身は学校がよければ2学期制をそのまま続けていくのもいいのかなと思っていたんですけども、現実にはやはり小学校では3学期なのに中学校で2学期であったり、その逆の場合もあるわけですね。小学校では2学期制なのに中学校に行くと3学期制になってしまうという、そういうところに、やっぱり継続性のなさというのはないほうがいいのかということと、アンケートにもあるように、保護者の方が違うことによって――別に多分そのせいではないかもしれないけれども、違うことによって自分のところが不利じゃないかと感じていらっしゃるのであれば、やはり市内は同じにしたほうがいいのかと思うので、今現在2学期制のところを3学期制に戻してもいいのではないかと思います。

- 竹尾委員長 ありますか。ただいまのは意見ですね、これは、質問というより意見。
- 内田統括指導主事 試行してきました3校は、これまで学校の特色として2学期制を生かした教育活動を行ってまいりました。

具体的には、田無第四中学校では、行事と学習とめりはりをつけ、行事を生かした教育活動を充実させるようなこと。柳沢中学校では、年間計画でありますシラバスを活用し、みずから計画的に学習に取り組む力をつけていくこと。柳沢小学校では、1年間通して切れ目なく学びが連続することで学習効果を上げることなどを特色として行ってまいりました。

3学期制が戻った後もこれらの良さは継続していくことで、2学期制の中で培った良さについて、それぞれ保護者の方に理解していただきながら、3学期制に戻すことも可能であると考えております。

- 高橋委員 保護者のお気持ちに寄り添って考えてみますと、やはり2学期制のメリット、デメリットというのがそれほど実感されていないというところかなと思います。ただ、先ほど森本委員がおっしゃったように、田無四中の保護者の中には2学期制がとても良いと思っている保護者もいらっしゃると思うので、大半は同じに、3学期制にしたいというふうな御意見が多数だと思うんですが、そういった少数の保護者の御意見に、不安を持たれないように、3学期制に戻すときに、その試行期間の中で明確になった2学期制のメリットですね、これをそのまま保って3学期制に移行できるという旨をしっかりと御説明していただきたいなと思います。そして、スムーズな移行ですね、2学期制から3学期制へのスムーズな移行ということに気を引き締めて当たっていただければと思います。先生方もその変化に対応するのは少々大変な、事務的な御努力なども必要になってくると思いますので、その移行のところを大切にしていきたいと思います。

それから、すみません、質問なんですけれども、授業時数の増加についてですね。これは22年度から振替なしの土曜日授業が実施できるものとなり、さらに24年度には市内独自の取り組みとして全校で土曜授業を年3回以上義務化しているということなんですが、2学期制で増加した年20～30時間をその土曜授業を3回行うだけではちょっと保てないと思うんですが、そこについての検討は何かされていますでしょうか。

- 内田統括指導主事 これまでの平成14年度の学習指導要領の改訂以降、3学期制の学校におきましても、どのように授業時数を増やすかというのを検討してまいりました。その中で、今言ったような土曜日を活用すること、開校記念日を休みにせず授業日にすること、都民の日も休みにせず授業にすること、それから、夏季休業日や、いわゆる冬休みとか夏休みとか長期休業日を多少短くして、その分を授業時数に当てることなど、そのような工夫をして、2学期制のところでもメリットとされていた20時間程度から30時間程度の授業時数を確保できるようになっております。土曜授業の3日だけだと12時間程度になります。
- 高橋委員 午前中の4時間掛ける3で12時間ということですよ。
- 内田統括指導主事 はい。
- 高橋委員 ありがとうございます。

ちなみに、振替なしの土曜日の授業は最大どれぐらいまでできるということになってますか。

○内田統括指導主事 月に2回まではできることになっておりますので、8月はやらないので、22回程度ということになります。

○高橋委員 ありがとうございます。

○竹尾委員長 それでよろしいですね、答えは。

○内田統括指導主事 今の22回程度というのが上限になります。

○高橋委員 ありがとうございます。

○竹尾委員長 よろしゅうございますか。

○高橋委員 はい。

○米森委員 今の御説明を伺いまして、この10年間の動き、全国とか都内とか鑑みますと、なかなか情勢の変化等で2学期制のメリットというのがかなりもう3学期制でも補えるということがうかがえますので、2学期制にこの際、移行するようなものというのは、なかなか見出せないような気がします。そういう意味では3学期制で――保護者の方の御心配も中学校であるようでございますので、3学期制に移行するというのがちょうどタイミング的には、全て資料がそろって移行するには一番良い時期ではないかと思えます。

そういうことを踏まえまして、市内では統一的にやったほうが、やはりばらばらというのは良くないと思えますので、2学期制で今まで実施された方のお話がありましたように、良さというのを何とか生かしながら、3学期制へ移行がスムーズにいくように考えていただければいいのではないかというふうに個人的には私は思っております。

○竹尾委員長 ありがとうございます。何かそちらで今の御発言に御意見ありますか。よろしゅうございますか。

○内田統括指導主事 はい。

○竹尾委員長 どうもありがとうございました。

ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

本日は、各委員の皆様のさまざまな御意見、御質問を通して、2学期制について一定の方向性が確認できたと思えます。

それでは、本日の協議を踏まえまして、教育長から今後の進め方について何かございましたら御発言を願います。

○江藤教育長 本日御協議いただきました内容を踏まえまして、次回の教育委員会定例会に2学期制の取り扱いについて、方針案を提案したいと思えますので、よろしく願い申し上げます。

○竹尾委員長 ただいま教育長から次回の教育委員会定例会に教育委員会としての方針案を提案したいとの意見がありました。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹尾委員長 御異議ないようでございますので、次期教育委員会定例会で方針案について審議したいと思います。

以上で協議事項を終わります。

○竹尾委員長 日程第7 報告事項に入ります。質疑は一括して行いたいと思えますので、順

次説明をお願いいたします。

まず、平成25年西東京市議会第2回（6月）定例会のうち、教育関係についての報告をお願いいたします。

○櫻井教育部長 それでは、平成25年市議会第2回定例会に関しまして報告いたします。

平成25年市議会第2回定例会は、5月31日から6月25日まで開催されました。

初めに、条例につきましては、今回、教育委員会関係はございませんでした。

請願・陳情につきましては、4件ございました。まず、いじめ防止に関する陳情につきましては、継続審査となっております。次に、西東京都市計画道路3・4・11号線の開通に伴う、交通擁護員の配置及び押しボタン信号機設置に関する陳情は、趣旨採択となっております。また、小規模校（住吉小・泉小・保谷小・本町小）統廃合に関する市教育委員会と関係保護者との意見交換の場を求める陳情は、採択されております。また、単学級化による就学児童の教育環境改善を求める陳情につきましては、不採択となっております。

続きまして、代表質問及び一般質問でございますが、6月3日から6日までの4日間行われました。教育関係では、6会派、17人の議員から御質問がございました。主な内容でございますが、今回の定例会では小規模小学校の統廃合や特別支援教育についての質問を多くいただきました。また、家庭の教育力の向上や非構造部材の耐震化、校庭の芝生化、小学校の空調設備、2学期制等について御質問をいただいております。そのほかの質問といたしましては、登下校メールシステム、少人数学級、就学援助費、学校選択制度、学校図書館司書配置についてなどがございます。詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○竹尾委員長 引き続きまして、特別支援（固定）学級の通学区域について、を議題といたします。

○坂本教育部副参与兼教育企画課長 それでは、特別支援（固定）学級の通学区域について説明申し上げます。

現在、小学校の知的障害の固定学級は、田無小学校、中原小学校、東小学校の3校で、情緒障害の固定学級は、田無小学校、中原小学校の2校であるため、通学区域は障害種別により分かれております。平成26年度に東小学校に情緒障害、柳沢小学校に知的障害と情緒障害の固定学級を開設するため、通学区域を資料の図表のとおり見直すことになりました。

中学校につきましては、これまで通学区域を設定しておりませんでしたが、青嵐中学校に知的障害と情緒障害の固定学級を開設することに伴い、通学区域を資料の図表のとおり設定することになりました。

なお、これらの通学区域は、見直し案を掲載した保護者アンケートを実施し、その結果を踏まえた西東京市特別支援学級準備検討委員会における協議の上、決定したものでございます。

次に、指定校変更基準について説明いたします。

これまで小学校では通学区域は設定されているものの、保護者の意向を優先し、就学校を決定しておりました。その際、通学区域の指定校以外の学校を希望する場合でも、指定校変更の手続きは必要ありませんでした。また、中学校では、通学区域が設定されていないため、

保護者の意向どおり就学校を決定しておりました。

平成26年度からは、通学区域を変更・設定し、原則として住所地の指定校以外には入学・転学できないようにいたします。ただし、いじめ等の理由により教育的配慮を必要とする場合など特別な事情がある場合には、指定校変更基準に基づき審査を行い、指定校以外の学校に入学・転学できるよう規定を整備するものでございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

- 竹尾委員長 次に、社会教育施策の今後のあり方について（提言）、を議題といたします。
- 磯崎社会教育課長 それでは、私のほうから、社会教育施策の今後のあり方についての提言につきまして報告申し上げます。

この提言につきましては、平成26年度以降の教育計画を策定する上で必要とされる西東京市における社会教育施策の今後のあり方につきまして、昨年度、社会教育委員の会議に提言依頼を行いまして、前期の委員の任期終了の6月までにまとめていただいたものでございます。

1 ページを御覧ください。「はじめに」の部分でございますが、中段以降になりますが、これまでの教育計画における社会教育施策について検討した結果、社会教育事業の広がり十分とは言えず、また、市民が行う社会教育活動への支援のあり方にも検討の余地があること、さらに、社会教育行政組織においても横の連携不足や職員の専門性が生かされていないなど、幾つかの改善について指摘しております。

2 ページを御覧ください。「1 今後の社会教育のあり方と西東京市の社会教育の課題」でございますが、中段より下のところでございますが、社会教育の目的から見れば、地域社会の課題や社会問題に関心を持って学び、その解決に向かって積極的に行動する市民の広がり決して十分とは言えないとしております。

続きまして、3 ページの「2 今後取り組むべき社会教育施策」でございますが、「(1) 公共の再構築につながる社会的課題への学習提供」では、下のほうになりますが、「地域住民の間の絆を築き、地域の新たなコミュニティづくりを自ら主体的に行っていくという共通認識と気運を醸成するための取り組みが必要である。」としております。

「〈施策1〉公民館事業、図書館事業の工夫・充実」では、「社会教育施設として、市民の多様な学習ニーズに応じて、様々な学習機会や学習支援サービスを提供しており、市民の学習活動の拠点としての役割を發揮している。」と評価した上で、さらに、丸数字の部分でございますが、「自由に語り合い、学び合える講座の提供」など、4つの提言がされております。

続きまして、4 ページでございますが、「〈施策2〉市民主体の学習活動への支援」でございますが、市民が主体的に行う団体での相互学習や活動は、地域に必要とされる人材を育成する可能性があり、地域のコミュニティづくりを推進する大きな力になっていると思われることから、より市民主体の学習活動を活性化し、人と人とのつながりを育み、まちづくりにつながるような支援のあり方を検討してほしいとしております。

続きまして、5 ページでございますが、「(2) 地域の教育資源を活用した学習とその成果を活かした活動の促進」では、「住民自身に主体的に参加しようとする意志が育まれるよ

うな学習機会の提供が大切である。」とし、そのためには、人材、施設、教材などの地域の教育資源を活用し、意図的に人々のつながりを豊かにしていくような社会教育施策を展開してほしいとしております。

続きまして、「〈施策1〉地域生涯学習事業の見直し」では、地域の大人と子どもが交わり、学習し合うことを通じて、地域の人と人のつながりをより強くし、家庭や地域の教育力を向上させ、さらには地域の自治の高まりを期待することができるが、幾つかの課題に当面しており、この事業のあり方そのものを見直し、今後の事業の方向性や具体的な支援策を運協に提示すべき時期に来ていると考えるところとしております。

6ページを御覧ください。具体的に「放課後子供教室事業との関係」など、3つの提言がされております。

続きまして、7ページ、「〈施策2〉文化財の活用」でございますが、1段目の下の部分になりますが、「地域の文化財を活用した事業は、郷土愛やふるさと意識を育み、市民の連帯感を生み、ともに地域を創造していこうとする市民の動きにつながる可能性を持っている。」としておりまして、具体的に「施設の認知度の向上」など、5つの提言を行っております。

続きまして、8ページを御覧ください。「〈施策3〉地域の担い手となる市民ボランティアの養成と活用」ですが、「地域の人材は多士済々であって、それら市民の力を生かし、地域づくりへとつなげていくことは、これからの社会教育においても最大の課題である。」としておりまして、具体的に「①事業参加を通じたボランティア意識の喚起」など、3つの提言を行っております。

続きまして、10ページを、恐れ入ります、御覧ください。「(3)社会教育施策を着実に推進するための組織体制の見直しと再構築」でございますが、個人の学びを社会的な課題の解決に生かし、地域の教育力を高めていくためには、社会教育に関わる部署がさらに連携を強化し、一体化して取り組むべき時期に来ていると思われるとしております。具体的には「〈施策1〉組織体制の見直し」など3つの施策の提言がされ、今後、社会教育施策を推進するために社会教育全体を俯瞰したコーディネート機能を社会教育課に持たせることなどを挙げております。

13ページの「おわりに」では、「個人の学びを社会的な課題の解決に生かすことのできる市民を育てるために、社会教育がいま果たすべき重要な役割と理念を明確にするためにも、社会教育行政の一体化した取り組みが必要であるという結論に行き着くことになった。」としております。

社会教育課といたしましては、この提言内容を受けまして、教育計画等に反映できる内容について盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○竹尾委員長 続きまして、西東京市における文化財保護のあり方について（建議）、を議題といたします。

○磯崎社会教育課長 続きまして、西東京市における文化財保護のあり方についての建議につきまして報告申し上げます。

1枚目をおめくりください。構成でございますが、「1 西東京市における文化財保護の行政の現状」、さらに、「2 西東京市における文化財保護の柱」、「3 確実に遂行すべき課題」について、まとめられております。

恐れ入りますが、1ページを御覧ください。「はじめに」といたしまして、中段になりますが、「西東京市文化財保護審議会では、文化財の保護に関する審議を進める中で、急速に失われつつある価値ある歴史や文化財を保護し、また、市民の関心の高まりや、それらを学び、活用する場や機会を求める声の高まりを受けとめるためには、市の体制・施設・制度が欠落していることが大きな問題であるという認識にいたった。」としております。

2ページを御覧ください。「1. 西東京市における文化財保護行政の現状」といたしまして、現状1では「未処理課題」としまして、「行政体制の「おくれ」の解消」では、組織体制や有資格者の配置などについて表記をしております。②といたしましては、「地域博物館の設置」で、郷土資料室の空調設備等の整備について言及しております。

3ページを御覧ください。現状2「評価すべき実績」の中では、「例規などの整備」「計画的な文化財調査の開始」など、5項目について掲げております。

4ページを御覧ください。現状3「市民の文化を希求する自発的な動き」でございますが、評価、注目すべき点として、文化財普及事業への参加団体などが年々増加するなど、市民の中から自発的に文化の希求や文化財保護の動きが強くなってきているとしております。

以上のような現状から、「2. 西東京市における文化財保護の柱」といたしまして、5ページになりますが、3つ掲げております。「未来につながる持続可能な文化財保護政策の確立」、「市民力」・「地域力」を向上させる地域資源としての文化財の活用」、「文化財を活かした「ふるさと西東京」の創生」でございます。

続きまして、「3. 確実に遂行すべき課題」でございますが、「次期総合計画をはじめとする市の様々な計画の中に位置づけ、着実に以下に挙げる課題を遂行していくことが必要である。」としておりまして、課題1といたしましては、文化財保存・活用計画の策定について、課題2といたしましては、「体制・施設の整備」といたしまして、3点ほど掲げております。

7ページを御覧ください。課題3「具体的な保護政策の継続的な実施」でございますが、1点目の「保存」といたしまして、急激な文化財の消失に緊急に対処するためには、制度の整備と調査研究を両輪で確実に、継続的に行わなければならないといたしまして、①、②ということで、制度の整備及び調査・研究の推進といったことについて建議されております。

続きまして、8ページを御覧ください。「活用」の部分でございますが、まちをさらに豊かにする資源として文化財を位置づけ「市民力」・「地域力」を向上させることが地域全体で文化財を保護していく意識につながるとしておりまして、①、②といたしまして、「市民力」の向上、「地域力」の向上などといった内容について意見が述べられております。

9ページに「西東京市における文化財保護の諸課題」の表がございますが、こちらはこれまでの内容についてまとめたものでございます。

10ページを御覧いただきたいと思っております。「おわりに」でございますが、1段落目の下に

なりますが、「急激に失われつつある文化財を適切に保護し、それらを核として地域全体を歴史・文化の観点で捉え直し、総合計画に位置付け、早急に、理想のまちづくりにむけた文化財の保存・活用の計画を策定して、確実に実行されることを強く望む」としております。

社会教育課といたしましては、この提言を受けまして、来年度以降に策定予定でございます（仮称）西東京市における文化財保存・活用計画の策定の際に参考にさせていただく予定となっております。

以上で報告を終わります。

○竹尾委員長 引き続きまして、平成24年度西東京市公民館事業の実績報告書を議題といたします。

○田中公民館長 私からは、平成24年度公民館事業の実績について報告させていただきます。

まず、6館全体の数値を報告させていただきます。公民館主催事業につきましては、6館全体で108件実施し、延べ2万2,479人参加しております。部屋の利用につきましては、6館全体で延べ2万4,657件、27万4,208人が利用し、利用率は73%となっており、前年度と同様の73%でございました。

各館の実績につきまして、お手元の資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。まず、柳沢公民館の主催事業でございます。事業といたしましては障がい者学級「くるみ学級」など19件を実施し、延べ5,364人が参加しております。恐れ入りますが、5ページをお開きください。利用状況につきましては、タイトルの「2 公民館の利用に関する事項」、「(1) 利用状況」の「合計」を御覧ください。利用件数4,300件、利用率83%、延べ利用者数5万8,078人などとなっております。

続きまして、恐れ入りますが、8ページを御覧ください。田無公民館の主催事業でございます。障がい者学級「あめんぼ青年教室」など15件を実施し、延べ5,346人が参加しております。恐れ入りますが、9ページをお開きください。利用状況につきましては、先ほどと同じように「公民館の利用に関する事項」、「(1) 利用状況」の「合計」を御覧いただきたいと思っております。利用件数5,082件、利用率81%、延べ利用者数5万9,126人などとなっております。

続きまして、芝久保公民館に移らせていただきます。11ページをお願いいたします。主催事業といたしましては「折り紙でバラ作り講習会」など23件を実施し、延べ2,370人が参加しております。12ページをお願いいたします。「公民館の利用に関する事項」、「利用状況」の「合計」でございますが、利用件数3,033件、利用率58%、延べ利用者数3万2,314人などとなっております。

続きまして、谷戸公民館に移ります。恐れ入りますが、15ページをお願いいたします。主催事業といたしましては「青少年文化講座」など18件を実施し、延べ6,486人が参加しております。利用状況につきましては16ページをお願いいたします。利用件数3,955件、利用率76%、延べ利用者数4万3,882人などとなっております。

続きまして、ひばりが丘公民館でございます。ページ数では18ページでございます。主催事業といたしましては「青少年対象事業 ボサノバを歌おう♪」など12件を実施し、延べ1,474人が参加しております。19ページをお願いいたします。「公民館の利用に関する事項」

でございますが、利用件数が3,547件、利用率62%、延べ利用者数3万6,528人などとなっております。

最後に、保谷駅前公民館でございます。ページ数では20ページでございます。主催事業でございますが、「ペーパーライダーの工作と飛行実験」など21件を実施し、延べ1,439人が参加しております。21ページをお願いいたします。「公民館の利用に関する事項」でございますが、利用件数は4,740件、利用率76%、延べ利用者数4万4,280人などとなっております。

私からは以上でございます。

○竹尾委員長 引き続きまして、25年度の西東京市公民館事業計画を議題といたします。

○田中公民館長 引き続き、平成25年度西東京市公民館事業計画につきまして説明いたします。お手元の資料によりまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。平成25年度の事業方針といたしましては、地域住民の生活課題や地域課題を見据え、地域づくりにつなげる視点を持って事業を実施してまいります。また、誰もが学び、集うことができるように、環境の整備に力を注ぎ、施設の充実を図ってまいります。

事業の実施に当たりましては、重点事業を5点ほど定めてございます。

1点目につきましては、「防災意識の向上を図る」ということでございます。一昨年のも東日本大震災を踏まえ、避難訓練や防災講座等の各種事業を通じて、地域全体の防災意識を高めてまいります。

2点目でございますが、「公民館の特色を活かした事業展開」でございます。利用者や市民との対話を重ね、地域課題を見出し、その解決に向けた学習の場や学習成果を活かせる場を提供してまいります。市内施設や他課との協力・連携を図り、地域に根差す公民館の特性を生かした事業を展開してまいります。

3点目は「新しい利用層の開拓」でございます。青年層や勤労層など新たな利用層を開拓していくために、幅広く市民の学習要求の把握に努めるとともに、事業内容などを工夫してまいります。

4点目は「ロビー活用の新しい展開への工夫」でございます。公民館が誰にでも開かれた場であることを大切に、自由な学習の場として仲間づくりや語らいの場として1人でもグループでも活用される工夫をしてまいります。

5点目は「利用者懇談会の充実」でございます。開催方法を工夫するなどして、利用者にとって意義の深い場になるよう努めてまいります。

中央館がまとめる事業といたしましては、公民館運営審議会の運営などを行ってまいります。

恐れ入ります、3ページと4ページをお開き願います。全館が共通して行う事業といたしまして、学習相談、公民館だよりの発行などの広報、学習支援保育事業、利用者懇談会の開催、公民館市民企画事業などを行ってまいります。

恐れ入ります、5ページをお開きください。5ページから10ページにかけては、各館が予定しております公民館主催事業を掲載してございます。この事業につきましては、事業

方針に沿って各館の担当者が具体化をして、公民館運営審議会等で審議されて、実施に当たっているものでございます。個別事業の説明につきましては、多岐にわたっておりますので、割愛させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○竹尾委員長 続きまして、平成24年度西東京市図書館事業実績報告書を議題といたします。

○奈良図書館長 平成24年度西東京市図書館事業実績報告をさせていただきます。

恐れ入ります、1ページ目を御覧ください。

2の図書館資料費ですが、図書購入費5,919万913円により3万4,547冊の図書を購入いたしました。

6館全体の蔵書冊数は78万1,966冊となります。

次に、4番の貸し出し利用登録者についてですが、2ページ目を御覧ください。24年度内に図書館で資料を1回以上貸し出しをされた利用登録者は5万4,752人となります。登録率は20.9%で、市民全体の5人に1の方が図書館を利用していることとなります。

5(1)個人貸し出し冊数につきましては、年間の貸し出し冊数は244万9,724冊となりました。これは前年度に比べ3万1,380冊減少しております。要因としましては、平成24年4月から中央図書館、保谷駅前図書館、柳沢図書館、ひばりが丘図書館の各館で毎月第3金曜日を館内整理日として休館していることによるものと推測されます。

「(2)貸出し方法別利用実績」では、窓口カウンターが44万4,823冊、利用率18.2%、自動貸出機での貸出冊数200万4,901冊、利用率81.8%となります。平成23年度に中央図書館、24年度に保谷駅前図書館、柳沢図書館、ひばりが丘図書館、駅4つの利用の多い図書館に自動貸出機、予約棚を設置したことによって貸出機の稼働率が上がりました。

(3)リクエストサービスにつきましては、受付件数74万7,476件でございます。受付方法は、利用者が検索し入力するWeb予約と館内OPACが全体の90.7%を占めております。また、提供につきましては、95.7%の予約に対して所蔵している資料で提供しております。

3ページ目を御覧ください。8「行事に関する事項」でございますが、児童対象の行事が開催延べ回数454回、参加者延べ人数が7,122人、成人対象行事が開催延べ回数11回、参加者延べ人数269人となっております。

以上、図書館実績について御報告させていただきました。

○竹尾委員長 次に平成25年度図書館事業計画を議題といたします。

○奈良図書館長 平成25年度図書館事業計画について報告申し上げます。

1ページ目にあります図書館運営方針ですが、基本的な考え方といたしまして、「西東京市図書館は、市民ひとりひとりが自ら学び、考え、成長し、決定し、自らの責任で行動するために必要とされる知識や情報を分け隔てなく市民すべてに提供する公共サービス機関である。市民の成長を支援する機関であるために、時代に適合した品質の高いサービス提供に積極的に取り組み成長する図書館であり続ける。」という基本的な考え方を持っております。

2の目標を立て、3の指針として、図書館事業計画を指針としております。

事業評価については、今、図書館協議会で実施しておりますので、また後日報告申し上げます。

5の重点事業についてですが、(1) ひばりが丘図書館の空調設備改修工事の実施、こちらのほうは、空調機の老朽化によりまして部品の製造中止ということもありまして、新しいものにかえるという工事でございます。(2) の西東京市耐震改修促進計画に基づく中央図書館・田無公民館の耐震診断の実施、こちらを今年度実施いたします。(3) 図書館管理システム及び図書館ホームページの再構築、こちらにつきましては、平成25年4月に機器のリースが切れておりまして、今、再リースを行い、来年3月に新規の稼働をするというスケジュールで実施してまいります。(4) 録音図書デジタル編集委託の実施、こちらにつきましては、緊急雇用創出事業をもとに、カセットテープで作成したものをデジタル化する事業でございます。

次のページをおめくりいただき、平成25年度事業計画としまして、1番の「図書館資料の収集と保存」から、最後、17番の「図書館サービスの評価」まで、17項目の事業を計画しております。内容の詳しい説明につきましては割愛させていただきますが、25年度はこのような事業で行ってまいります。

以上です。

○竹尾委員長 続いて、西東京市図書館の休館についてを議題といたします。

○奈良図書館長 西東京市図書館の休館についてということで、今年度、先ほどの重点事業でも説明いたしましたが、ひばりが丘図書館の空調機器改修工事と、それから図書館システムの入替えということで、2度の長期にわたる休館をいたします。

ひばりが丘図書館の休館としましては、平成25年10月15日(火曜日)から11月11日(月曜日)までの28日間行います。その間、講座室——ひばりが丘には講座室として市民に利用開放している施設があるんですが、こちらは、10月14日までとしまして、開始は11月12日となっております。休館期間は、ひばりが丘図書館の資料の貸出しができません。立入りができませんので、そちらのほうの市民への周知などは、市報、ホームページ、館内掲示などを行います。

次に、全館の休館ということで、平成26年2月12日(水曜日)から2月28日(金曜日)までの17日間、こちらは西東京市の図書館全施設を休館いたします。こちらは、第3期の図書館管理システムを導入するために、機器の入替え、操作研修、開館準備などを行います。同様に、利用者への周知は、市報、図書館ホームページ、館内掲示などにより実施いたします。

以上です。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 特別支援学級の通学区域の変更についてなんですけれども、今、バスって走っているんですか。今後も、これが変わってからも、小学校、中学校ともバスの運行は続けていかれるということですか。

○坂本教育部副参与兼教育企画課長 送迎バスについては、まず、小学校のみでございます。現行も小学校のみなので、中学校はありません。

学区域の見直しに伴いましてバスのルートについても一部変更いたしますが、この間、保護者アンケート等を受けての御要望と庁内検討委員会の議論の中で——。

[停電]

- 坂本教育部副参与兼教育企画課長 よろしいでしょうか。すみません。小学校のスクールバスにつきましては、一部学区域の見直しがありますが、児童がどのぐらい、転学状況を見ながら、一定年限を区切って区域外への運行も今検討しているところでございます。
- 森本委員 これを見ていると、やっぱり遠い子はかなりの距離を歩かないといけないのかなと思いますので、できれば、特に小学生については、今後も引き続きスクールバスの運行をお願いしたいと思います。
- 宮田委員 25年度の事業計画が今というのは、どういうわけでしょうか。
- 田中公民館長 暫定予算のあった関係がございまして、予算成立をしてから皆様方に年間の事業計画をお示したほうがいいのかということ、今回、25年度の事業計画をこの時期にお示した次第です。
- 宮田委員 ですから、今年の特徴というか、例外的ですね。
- 田中公民館長 そうですね。
- 森本委員 質問ですけれども、文化財保護関係ですけれども、郷土資料館がありますけれども、あちらのほうって学校とかでは活用はしていらっしゃるんですか。実際に学校単位であるところを見学したりということは今どれぐらい行われているのでしょうか。
- 磯崎社会教育課長 近隣のけやき小学校であるとか、活用していただいております。
- 森本委員 なかなか場所としてはとても不便なところにあるかと思うんですけれども、場所自体の変更とかは今のところ全く考えられてはいないということですか。
- 磯崎社会教育課長 特にその辺に関しては、今後策定する文化財保護・活用の関係で、計画の中でまた改めて検討するような形になるかと思えます。
- 森本委員 公民館のほうですけれども、防災意識の向上を図ることが重点事項になっていますけれども、今現在、公民館というのはどれぐらいの受け入れ体制というんですか、災害時の受け入れ体制でありますとか、あと、いわゆる毛布とか食料の備蓄とか、そういったものはどういうふうになっているのでしょうか。
- 田中公民館長 公民館独自で水の確保ですとか、毛布ですとか、ヘルメットの確保とか、そういうふうな形で各館しております。
- 森本委員 水と毛布は各館それぞれある程度の人数分はそろえていらっしゃる。
- 田中公民館長 2リッターの水を十幾つか、それぞれの備蓄をしております。
- 宮田委員 20リッターとか30リッター、十幾つだと。
- 田中公民館長 20リッターの。
- 宮田委員 トータルで20リッター。
- 田中公民館長 20リッターの水を今――。
- 宮田委員 2リッターで聞こえたんです。20リッターの水を十幾つか。
- 田中公民館長 ええ、そうですね。
- 宮田委員 じゃ、200リッターから300リッター。
- 田中公民館長 はい。
- 竹尾委員長 何か3日分の、各家庭で用意しろと言うから。
- 奈良図書館長 図書館・公民館の場合は、危機管理室で定めている防災計画があるんですけ

れども、それで一時避難所なんですね。ですので、長期のものとか中期のものはまた別に移動するということになっておりますので、本当に一時的なものとしての備えです。

○森本委員 すみません、質問です。ごめんなさいね。

公民館の利用状況の中の21ページの保谷駅前公民館で、時間帯別利用件数の午後は353件あるんですけれども、午後というのは前半とか後半とか分かれて貸し出せるということですか。

○田中公民館長 午後は1時から5時までです。

○竹尾委員長 手を挙げて教えてください。

○田中公民館長 ごめんなさい。午前中は9時から12時まで、1時から5時までが午後、それからそれ以後は夜間、10時までですが、そういう区分になっております。

○森本委員 じゃ、ごめんなさい、午後は午後なので――。言いたいのは、利用可能日数が347日なのに、午後の利用件数が353件なのはどうしてなのかなと単純に思ったのですが。ごめんなさい、集会室に限りますが。集会室の午後の利用件数が353件ですごく多いなと思ったんですね。でも、利用可能日数が347日なので、どうしてこういうことになっているのかなと思ったんですが。だから、午後は2件貸せるのかなと思ったんですけれども。

○田中公民館長 特例使用というのがありまして、例えば1時から6時までの間に、余裕があれば2団体貸せるというようなシステムがあると、そういうことです。

○森本委員 わかりました。ありがとうございます。すみません。

すみません、図書館のほうの利用、行事に関する事項の中で、4ページとか、5ページもそうなんですけれども、図書館の時間というので幼稚園やら小学校が使っているのがありますけれども、これについて教えていただけますか、どういったものか。

○奈良図書館長 こちらは谷戸図書館で行っているものでして、谷戸の図書館の周りには谷戸小ですとか谷戸二小ですとか小学校が多いことと、あと幼稚園、保育園もあるということで、そちらの園児さんとか児童さんが図書館に来館して、図書館の使い方等を教わると。それとあと、そこで絵本を読んだりとか、読み聞かせを図書館の職員が行うというものです。

○森本委員 あと、芝久保とか柳沢でもやっていたらいいんですけど、これは小学校からの希望があって行っている事業ということでよろしいのでしょうか。

○奈良図書館長 そのとおりでございます。要請があったときにこちらで行うというものです。

○森本委員 わかりました。

○宮田委員 除籍冊数が約3万冊あるんですけれども、これはもちろん古くなったものもあるんですが、返ってこないものもかなりあるのではないかと思うんですけれども、その割合はどのぐらいなんでしょうか。

○奈良図書館長 今ちょっと手元に持っていないので正確な数字がお伝えできないんですけれども、戻ってこないものの割合というのは何千冊かの単位ですので、1万ですとか、そういう大きな数字ではございませんので、今ははっきり答えることができなくて申しわけないんですけれども。

○宮田委員 じゃ、約3万冊のうち、大ざっぱに言って2万5,000冊ぐらいは古くなって除籍したと。それで、5,000冊ぐらいが、例えばですが、なくなってくるというふうに考えてよ

ろしいですか。

- 奈良図書館長 不明分としては今1,000冊ぐらいです。入り口のゲートをつけまして、それまでははっきり言って4,000冊、5,000冊というときもありました。でも、ゲートをつけてからは、紛失するというか、不明になるという状態のものはかなり減少いたしました。

毎年3万4,000冊、5,000冊を買いまして、3万冊ほどを捨てますので、結局、施設のにとってもキャパの小さな図書館ですので、貸し出しで皆さんに持って行ってはいただくのですが、どうしてもおさまり切れないということで、まず優先的に破損している、汚損している本の廃棄、それからあと副本で買って何冊もあるうちの数冊を捨てるとか、基準がありまして、それに基づいて行っております。

- 米森委員 除籍された本の行方なんですけれども、どうされているんでしょうか。例えばあるところによっては、市民の皆さんに10円とか廉価で買い取ってもらうとかいうのもあるようなんですけれども。

- 奈良図書館長 西東京市においては、以前は、10年ほど前までは年に何回か除籍した本の市民配布として特別な日を設けていたんですが、なかなか準備も大変ですし、軽減化するというので、除籍したものは各館の図書館のコーナーのところに置いておきまして、御自由にお取りくださいという形をとっています。児童の本については、児童館ですとか、学童ですとか、保育園ですとか、必要などころがまず取っていただくという形はしています。

- 宮田委員 私は、1,000冊ぐらいがなくなるというのは極めて低い率ではないかと、トータルの貸し出しの数として。それはゲートをつけたからとおっしゃったんですが、家に持って帰って、駅には箱があって、そこに戻していますね。そうしますと、とる人はゲートを通過しないで、戻ってこないのは非常に少ないと、むしろ、みんな戻ってくると。

ということで、それからもう一つは、ちゃんとゲートを通過するんですから、その人の名前とか何かはわかっているわけですよ。そうすると、いつもその人が返さないとか、そういうことがあるのかなと思うんですけれども、その点はどうなんですか。

- 奈良図書館長 平成20年に保谷駅前図書館ができたときにICタグというのを張ったんですね。やはりそれまで持ち出しが多かったということもありますので、駅そばには、それを防ぐためにも、盗難防止も含めて、ICタグとゲートを設置したと。それで持ち出しが少なくなった。それでもあるというのは、一つの例として、タグがついている紙を破ってしまうんですね。ゲートを出るときに鳴るんです。ゲートを無断で、貸し出しをしないで出るとびーっと鳴るんですが、そうすると職員がすぐ行って「どうしましたか」というお声をかけるんですが、破ってしまう、それが一番多いですね。それから、はっきり言いまして、角度によって読めないときもあるものですから、万全ではないというところがありますので、その辺の機械の限界と、それからあとマナーのなかなか難しいところがありまして、どうしてもゼロにはならないというのが現実ですね。

もう一つの返さない人の常習犯というのは、昔はペナルティーがなかったのが確かにいましたが、今は返却をしないと次に利用ができないというふうになっておりますので、その辺は大丈夫です。

- 竹尾委員長 みんな売っちゃうのかね、返さない本というのは。

- 宮田委員 表紙とか何かですよ。
- 奈良図書館長 破ってしまうというのですか。
- 宮田委員 うん。
- 奈良図書館長 ICタグを表紙には張らないんですね。中を開いたときに、物にもよるんですけどすけれども、装丁によっては、この中の紙に、1枚のところに入れなければならない。そうすると、そこを破って。
- 竹尾委員長 表紙なんかはちゃんとしているわけだ。
- 宮田委員 そうですね。
- 奈良図書館長 館内でもやっぱり雑誌を刻んでしまう方がいらっしゃるんですね。切り抜いてしまう方が。やっぱりそこはどうしても、巡回はしているんですが、なかなか難しいです。
- 竹尾委員長 いろいろいるんだね、頭のいい人が。
- 宮田委員 これはもう、刃物を持っているというのは危ないということも、何か人のものを、公的なものをとって行く。極端に言えば、それを使って刺すとかもあり得るのではないかと
思うんですが、金属探知機みたいなものを導入するというのはいかがなんでしょうか。
- 奈良図書館長 今まではそういうことは考えたことがございまして、西東京市の場合は3
つのうちの4つが駅の本場に2、3分、あとは直結というとても利便性が高いところにある
んですが、どこまで利用者を信頼するかというか、図書館、やはり無料で貸し出すと必ず戻
ってくるというのを前提に業務を今までずっと行ってきています。切り抜きとか、先ほどの
ようなやはり許せないようなマナーの方がいらっしゃるんですけども、それは全体190万
人が使っているうちの本当に一部なんですね。そこをどう考えるかというのは、はっきり言
って、今、それほど厳しい対応はしておりません。難しいところだと思います。
- 宮田委員 最近の例というのは、統計で100万分の1だからといっても、そういう刃物を持
っている人は、人を刺したりとかする可能性も残っていますので、あんまり性善説よりも安
心・安全のほうを優先にしたほうが私は今後の社会においてよろしいんじゃないかなと思
うんですけども。検討をお願いします。
- 奈良図書館長 今後に向けて検討してまいります。
- 高橋委員 公民館の市民活動支援のところちょっと質問があるんですけども、9ページ
ですね、「保育室プレ体験」というのがありますね。これは、質問ですが、どういった目的
で行っているのかと、あとこれを体験された方の評判はいかがででしょうか。教えていただ
ければと思います。
- 田中公民館長 9ページというと、事業計画のほうですか。
- 高橋委員 はい。9ページの上の「市民活動の支援」のところ、保育付主催講座とか、自
主グループとかがあって。保育室のプレ体験のところ。9ページの一番上ですね。表の中の
「保育室プレ体験」とありますよね。田無公民館は0になっていますけれども、谷戸公民館
では1回開催されていますし、芝久保公民館でも1回ずつ開催されているんですけども、
ちょっと保育室プレ体験って、聞くとすごく良さそうなんですけれども、どういう――。
- 宮田委員 まだ子どもが生まれる前の。
- 高橋委員 誰が体験――。親子で体験するんですかね。

- 米森委員 親子かな。プレだからね。
- 高橋委員 そうですね。
- 米森委員 前ですね。というと偵察向けなのかな。
- 高橋委員 そうですよ。と思いますけれども、具体的にどんなことをやられているのかというのを。
- 大平教育部主幹（公民館） ということで、公民館の保育室を使うに当たりまして、乳幼児及び保護者がともに人間的に成長する場として設置するそういう公民館の保育室を利用するに当たってのプレ体験を行うというようなことをございます、趣旨といたしましては。
- それで、その場合、この体験につきまして、田無におきましては、保育室プレ体験が親子としては0組だということでもあります。
- 評判につきましては、利用に当たってはとても勉強になったというか、勉強といいましょうか、利用についてよくわかったというようなことを聞いているところをございます。
- 高橋委員 公民館を使うときの保育室をプレ体験するという事なんですね。
- 大平教育部主幹（公民館） はい、そうございます。
- 高橋委員 わかりました。ありがとうございます。
- 宮田委員 すみません。これは感想を述べて――。非常によくアクティブにやっているので、ますます頑張っていたきたいと思ひます。
- 竹尾委員長 よくやっていますね、これは本当。
- 宮田委員 感心しました。おもしろそうなのがいっぱいあります。
- 竹尾委員長 我々、感心しています、本当に、こんなにやっているのかと思ひて。
- 今、宮田委員から励ましのお言葉がありましたので、公民館長以下、是非今後とも御努力をいただきたいと思ひます。
- ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。
- 以上で報告事項を終わります。

-
- 竹尾委員長 日程第8 その他、を議題といたします。教育委員会全般のことについて御質問等がございましたら御発言をいただきたいと思ひます。
- 森本委員 小規模小学校の統廃合についてですけれども、こちらのほうのアンケートの集計とかはもう済んでいるんでしょうか。
- 坂本教育部副参与兼教育企画課長 アンケートにつきましては、先週締切りだったんですが、まだその後も少し来ている途中ですので、順次、今、集計作業を行っている段階で、まだちょっと結果等は集約しておりません。
- 高橋委員 今の小規模校と同じ――小規模校の統廃合に関する市教育委員会と関係保護者との意見交換の場を設定することに決定したんでしょうか。質問ですけれども。陳情を採択して、決定したということよろしいでしょうか。
- 坂本教育部副参与兼教育企画課長 この陳情を受けまして、実はもう既に7月、今月の7日と9日に泉小学校、保谷小学校で意見交換を行っております。これは4校の保護者、それから未就学、これから入学を予定されている方にも御案内をお送りして、開催したところご

ざいます。

- 宮田委員 そのときの意見とか何かを大ざっぱで結構ですから述べていただきたいんです。
- 坂本教育部副参与兼教育企画課長 その中で主に寄せられた意見としましては、一つ、教育委員会の計画では27年度に統廃合するというので御説明しておりますが、その時期について、もう少し時間をかけられないか、かけるべきであるというような御意見。それから、この間、統廃合に至る理由といたしますか、目的、背景も含めて、より丁寧にそのほかの保護者の方にも説明していただきたいというような御意見を多くいただいたところでございます。
- 高橋委員 そこに参加された方は、まだどこの小学校が統廃合されるかといったことは御存じないということでしょうか。
- 坂本教育部副参与兼教育企画課長 そのとおりでございます。
- 高橋委員 ありがとうございます。
- 宮田委員 時期は、自分の子どもたちが卒業するまで待つてほしいという、非常に自分の利害の問題というのがかなりあるんだろうと思うんです。そうすると、次にまた入ってきますよね。ですから、やっぱりどこかで何か合理的——なかなか合理的な説明というのは、私はできないと思うんですが、諦めていただくとか、徐々に、1年生からは別のところへ行ってくださいとか、要するに今いる人は転校させませんと。そうすると、6年後には必ずゼロになるわけですよね。その辺も含めてお考えいただかないと、数年たったときに。だから、今やってしまうなら私はそれで結構だと思うんですけども、またまた次の子どもが来たら「また少し待つてくれ」という意見が永遠に起こる可能性がありますので、検討をよくしていただきたいと思います。
- 竹尾委員長 決断だと私は思いますね、一定のところへ来たら。そういう点はあるかと思えますので、よく検討していただきたいなと。宮田委員の意見なんかもそういうことだろうと。
- 宮田委員 そういうことなんですよ。
- 竹尾委員長 そう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 森本委員 今の件ですけれども、平成27年度になぜこだわるのかという御意見がすごく多かったと思うんですけれども、その理由の一つとして、教育委員会の意見として、単学級になるのがとてもまずいことであると。単学級は好ましくないで早く統合したほうがいいのではないかという意見だと思うんですけれども、その部分が多分保護者の方にはとても納得しづらいというか、現在の単学級がこれ以上、本当に毎年毎年単学級が増えていくのかと言ったら、多分そうはならないだろう。2学級がずっと維持されるのであれば、何も今27年と決める必要はないのではないかとと言われると、私なんかは、やっぱりそれはそのとおりだと思うんですね。ただ、だから、その単学級だけが理由ではないと思うので、そこ以外の部分のほうが私は納得がしやすいというか。変な言い方ですけども、財政的なことを考えて、将来いろんなところを建替えていかなくちやいけないうようなことを考えていった中で、今やっぱりある程度統廃合を進めていかないと、これから先、何年か後に立ち行かなくなるというような現状のほうを踏まえてお話をされたほうが保護者の方にはすごく納得がいくのではないかということと、あの場でも出されていましたが、今後のビジョンが見えれば

賛成しやすいと。統合したことによってこういうメリットがありますよとか、こういう部分がありますよということがわかれば賛成しやすいとおっしゃる意見は、いわゆる保護者の感覚としてはとてもわかるなと思うので、そのあたりの説明というんですかね、それはもうちょっと工夫されたほうがいいのかなどということは感じました。私の意見ですが。

○竹尾委員長 何か。

○江藤教育長 今、各委員の皆様から小規模校の小学校の統廃合の問題について御意見をいただきました。議会のほうからも陳情をいただいて、保護者からの意見を受けて、しっかりと説明をしてほしいということに対しまして、これから、今、内部の検討会を開いて、方針を定めて、しっかりと当該校の保護者に丁寧に説明申し上げて、この統廃合につきましては丁寧に、なおかつ真摯に子ども耳を傾けながら進めてまいりたいと思います。今、実際に庁内検討委員会、これからこの夏場、開いてまいりますけれども、今回いただいたアンケートの内容をしっかり分析をして、それを踏まえた形で検討を、最終段階と聞いておりますので、進めてまいりたいと思います。

○竹尾委員長 ほかにございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

○竹尾委員長 次に、議案第27号は、人事に関する案件で、まだ公にされていないことから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外は御退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 3 時 45 分 休憩

午後 4 時 05 分 再開

○竹尾委員長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして平成25年西東京市教育委員会第7回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 4 時 06 分 閉会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員